

石垣島への基地建設中止を求める決議

防衛省は2015年11月、陸上自衛隊の地対艦、地対空ミサイル部隊等（500～600人）を配備するという計画について石垣市に要請し、2017年5月に配備予定地平得大俣の施設配置図案を提示した。

2018年12月には、「石垣市住民投票を求める会」が平得大俣への陸自配備についての賛否を問う住民投票を求めて、有権者の4割に近い1万4,263筆を集め条例制定を請求した。2019年2月1日、残念ながら、条例案は賛否同数になり議長裁決で否決とされた。そもそも、憲法95条には、「特別法は、（略）住民の投票においてその過半数の同意を得」とされており、住民投票を実施すべきである。

一方、基地建設による飲料水及び農業用水の枯渇や汚染、基地使用時の薬剤や生活排水による汚染、豪雨時の赤土流出によるサンゴへの影響も指摘され、絶滅危惧種になっているカンムリワシ（国指定天然記念物）の生息も脅かされている。防衛省は沖縄県環境影響評価条例の対象から逃れるため、3月1日に0.5ヘクタール（全体計画46ヘクタール、用地造成29ヘクタール）の用地造成に着手し、カンムリワシの営巣が確認されたと4月26日から工事を中断した。しかし、営巣を保全できないという根拠もないまま5月25日に工事再開している。

現計画は、沖縄県の環境影響評価条例において、20ヘクタール以上の土地造成を伴う事業に該当しており、経過措置期間の部分着工で環境アセスを逃れるような進め方は、本来環境を保全すべき国の責任を放棄している。

基地建設により観光への影響も免れず、有事の際は真っ先に標的になると考えられる。既に国は石垣島での地上戦について、敵が上陸し自衛隊員約2,000人が残存率30%に減るまで戦ったら援軍約2,000人が来て島を奪回する、といったシミュレーションをしていたことが国会で明らかになった。その際、住民の避難等には一切触れられておらず、さきの沖縄戦同様、多くの住民が犠牲となる可能性も懸念されるところである。

よって、本市議会は、政府に対し、民主的な手続を経ない、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備について、沖縄県環境影響評価条例の趣旨を踏みにじる一部用地造成着工の中止を求めるものである。

上記、決議する。

令和元年6月28日

三 鷹 市 議 会